

平成30年度

本校における災害対策

(対象にする災害：台風 風水害 地震 火災 弾道ミサイル飛来)

大阪教育大学附属天王寺中学校
大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎

I. 災害対策組織（台風 風水害 地震 火災 弾道ミサイル飛来）

1. 災害対策本部の設置

- (1) 災害が発生し、また発生するおそれのある時及び大学本部から警備防災についての指示があった時は、災害対策本部を設置する。
- (2) 本部は、中学校長・高校校舎主任、副校長（中高）、教務部長（中高）をもって組織する。
- (3) 本部長は中学校長・高校校舎主任、副本部長は副校長（中高）とし、本部員は本部長の命を受けて情報の把握、教職員の配備、関係機関との連絡、応急対策の実施等に当たる。
- (4) 本部の位置は校長室とし、状況により適宜移動する。

2. 教職員の配備体制及び招集、連絡

中学校長・高校校舎主任より本部員に連絡、また緊急連絡網によって連絡する。

(1) 配備体制、配備人員

非常1号配備	配備員は置かない
(配備時期)	災害発生のおそれがある気象警報等により、通信情報活動の必要があるとき
(配備体制)	教務部及び健康人権部で通信情報活動を実施
非常2号配備	本部員及びその他の教職員若干名（学校近辺に住所がある教員） （中学）升谷 篠崎 今木 （高校）鎌田 河田 糠野 田中 上田(愛) 河野
(配備時期)	中規模の災害が発生したとき （例：府域において震度5弱及び震度5強を観測したとき） （ 交通機関が一時的に不通になったとき）
(配備体制)	中規模の災害応急対策を実施する体制をつくる （電話対応、正門での生徒指導など）
非常3号配備	教職員全員
(配備時期)	ア 大規模な災害が発生したとき （例：府域に震度6弱以上を観測したとき） イ その他必要により学校長が当該配備を指令するとき なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。
(配備体制)	学校の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制をつくる （学習の保障など）

(2) 教職員、生徒家庭への連絡

- ・) 一斉メール連絡システムを通して通知する。
- ・ 学校HP及び大学HPを通して通知する。

(3) 関係機関への連絡

大阪教育大学 報告・指示受領 (柏原キャンパス・大学本部)
TEL 072-976-3235 FAX 072-978-3225

報告・指示受領 (附属学校部)
TEL 072-978-4016 FAX 06-6775-9751

報告・指示受領 (第二部)
TEL 06-6775-6611 FAX 06-6775-6633

天王寺消防署 通報・連絡 TEL 119

天王寺警察署 通報・連絡 TEL 110

天王寺区役所 通報・連絡 TEL 06-6774-9986

天王寺保健所 通報・連絡 TEL 06-6774-9986

II. 災害応急対策

1. 生徒の安全確保

(1) 防犯・避難訓練

平素から避難合図、避難経路、避難場所等避難方法について生徒に周知させるため、健康人権部の立案した訓練計画に基づき避難訓練を実施する。

- 1、避難合図 校内放送 連続サイレン
- 2、避難経路 別紙経路図
- 3、避難場所 火災・震災時⇒大グラウンド
台風等⇒HR教室
不審者進入⇒大グラウンド又はHR教室

4、訓練実施日

[第1回] 平成30年 6月 13日 (水) 防犯を想定

[第2回] 平成30年11月 16日 (金) 風水害・地震を想定

(2) 災害時の対策

a. 台風・風水害対策

		本部員の基本行動	教職員の基本行動
生徒登校前	1次	初動体制に必要な指示を命ずる 非常1号配備体制	(1) 台風来襲等が前日に予想される時は、状況に応じ、翌日の登校について予め指示を与える。
	2次	校舎及び周囲の状況掌握	(2) ラジオ、テレビ等を通じての <u>大学本部</u> の指示、気象情報、警報等に特に注意するよう指示し、状況により登校を見合わせる。
	3次	登校生徒の掌握 非常2号配備体制	(3) 必要に応じ、駅の掲示等を通じて指示を周知させる。 (4) 一斉メール連絡システムや本校HPにより保護者・生徒に通知する (5) 問い合わせ電話に対する対応 (6) 登校してきた生徒への指導(校門指導)
生徒在校時	1次	非常1号配備体制	(1) 状況に応じて授業を停止し、災害の状況を生徒に周知させる。
	2次	状況掌握 避難命令の発令 非常2号配備体制 非常3号配備体制	(2) 状況により、下校の処置をとる。 (3) 状況切迫して下校困難な時は、HR教室内に退避、または、他の安全な場所に避難させる。
	3次	避難終了等の確認	(4) 下校、避難に際しては、必要に応じ、警察署、消防署等に連絡して協力を求める。 (5) 校内における避難についての保護者への連絡(一斉メール連絡システムや本校HPによる)

b. 火災対策

		本部員の基本行動	教職員の基本行動
授業中	1次	火気使用器具の始末 初動体制に必要な指示を命ずる	火気使用器具の始末
	2次	状況掌握 避難命令	(1) 教室内外の状況掌握 避難準備 (2) 避難 (3) 部署別に業務
	3次	避難終了の確認	(1) 人員点呼、異常の有無を本部に報告
休憩中	1次	火気使用器具の始末 初動体制に必要な指示を命ずる	(1) 教室等に直行し、火気使用器具の始末 (2) 安全の確認
	2次	状況掌握 避難命令	(1) 教室内外の状況掌握 避難準備 (2) 避難 (3) 部署別に業務
	3次	授業中に準じた処置	

学校要覧 19a (P. 46) 災害救助隊及び 19b (P. 47) 災害避難計画により適切な措置を講ずる。

c. 地震対策（震度 6 以上を想定）

① 予防措置について

○予防措置
(1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー、照明、建具等）の倒壊・落下危険の有無の確認
(2) 戸棚・ロッカー・昇降口の個人ロッカー等の転倒危険の有無の確認
(3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
(4) 窓ガラスのひび割れの点検
(5) 理科室の実験器具、薬品による災害を防止するための措置の適否
(6) 薬品庫の薬品容器の数の確認と転倒防止措置の適否の確認

② 準備用品の配置について

○地震に備えての準備品		
準備品	内容	保管場所
医薬品 担架 毛布 AED マスク	救護用に医療品等を確保しておく。	保健室
1人一日分のセット（非常用長期保存水・レスキューわかめご飯・レスキューライス五目御飯・スーパーバランス（焼き菓子）・ブドウ糖タブレット・簡易トイレ・寝袋・軍手・絆創膏・ティッシュ・タオル・除菌用ウェットティッシュ）	新規購入しその他の準備品と一緒に保管しておく	屋外保管庫

③ 第二次避難場所を含めた避難場所について

○避難場所の指定	
第一次避難場所	本校大グラウンド
広域避難場所	天王寺公園（天王寺区茶臼山町）

④ 被災者の受け入れについて

大阪市の避難場所には指定されていないので地域住民の避難はあまり考えられないが、一般の通行者や一部住民の緊急避難先になることが考えられる。場所を限定して開放するまた、指定避難場所への誘導などをしていく必要がある。

○使用場所、使用目的等	
使用場所	本校体育館・本校舎2階普通教室
使用目的	被災者の避難場所、負傷者・病人の応急措置
配慮事項	負傷者、病人、障害を有する人に対しての教室などの使用 短期間での公的避難所への移動を考慮すべきである

⑤ 地震発生時の対応について

措置	校長・校舎主任等の基本行動	教職員の基本行動
○ 授業中地震が発生した場合		
1次	(1) 火気使用器具の始末 (2) 初動体制に必要な指示命令	(1) 地震発生と同時に生徒を机の下などに避難 (2) 火気使用器具の始末
2次	(1) 校舎及び周囲の状況確認 (2) 避難開始の命令	(1) 教室内外の状況確認、避難準備 (2) 生徒に防護措置(座布団等を頭上に)とらせ、避難路に従い避難
3次	(1) 避難終了後の確認 (2) 第2次避難場所へ移動の是非の判断	(1) 出席簿携行、人員点呼、異状の有無を本部へ報告
○ 休憩中地震が発生した場合		
1次	(1) 火気使用器具の始末 (2) 本部員以外の教員は校庭及び体育館等に急行、生徒の安全措置を講じる。	(1) 教室に直行、机の下に入るよう指示 (2) 火気使用器具の始末 (3) 出口の確保
2次	(1) 本部員は生徒、校舎の被害状況把握及び必要な措置命令 (2) 本部員以外の教員は状況により生徒に教室に戻るよう指示	(1) 地震終了後、混乱を沈め人員確認 (2) 教室での生徒掌握、負傷者等の措置 (3) 本部からの指示を待つ
3次	(1) 授業中に準じた措置 (2) 災害の状況によるが、災害対策本部からの指示に従う。	
○ 登校時に地震が発生した場合		
1次	(1) 非常2号配備を命ずる (2) 授業中に準じた措置	校門での指導 電話への対応 一斉メール連絡システムや本校HPにより保護者・生徒に通知する
2次	授業中に準じた措置	
3次	授業中に準じた措置	

⑥ 地震発生時対応マニュアル

場 面	教職員の指示と行動及び体制等	
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にいる教職員は、校内、学校近くの生徒の安否を確認する。 ・一斉メール連絡システム及び電話・FAXで、学校で保護している旨連絡する。 ・学校HPで状況を通知する。 	
授業時間中	HR 教室	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物等の危険から、近くにあるもので頭を守ることや、机の下へ退避することを指示する。 ・心の安定を図る言葉をかけて、生徒の掌握に努める。
	特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の状況が、普通教室と異なることが多いので、心理的動揺を小さくするため、避難指示等の言葉は大きき的確にする。火を素早く消す。
	体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな声で窓や壁際から素早く離れさせ、安全なところへ移動させ、出口に誘導する。 ・体育館から避難した生徒を安全な場所に集め、人員を確認する。
	校 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、体育施設、器具類から速やかに離れ、中央部に集合するよう的確に指示する。
休憩時間中	<ul style="list-style-type: none"> ・放送等で避難方法、避難場所を的確に指示する。 ・トイレ・図書室・学園ホール・各部室にいる生徒の掌握に留意する。 	
部 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・学習中に比べ指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえ、放送等で避難方法、避難場所を大きな声で的確に指示する。 	
校外学習等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、地理等に不案内であるため心理的動揺をきたしやすいことを踏まえて、ハンドマイク等により集団で行動することを明確に伝達する。 	
宿泊を伴う行事	<ul style="list-style-type: none"> ・宿舎に到着後、避難経路の確認をおこなう。 ・建物等に不案内であるため心理的動揺をきたしやすい。このことを踏まえ、宿舎の協力を得て、ハンドマイク・放送等により、避難の方法について指示するとともに、教職員は生徒の安全を確保する。 	

※状況に応じて、災害伝言ダイヤル、及び、災害伝言ウェブを使って情報の提供を行う。

d. 弾道ミサイル飛来時の対策

		本部員の基本行動	教職員の基本行動
生徒登校前	1次	初動体制に必要な指示を命ずる 非常1号配備体制	(1) Jアラートやラジオ、テレビ等を通じての情報などに注意するよう指示し、状況により登校を見合わせる。
	2次	校舎及び周囲の状況掌握	(2) 一斉メール連絡システムや本校HPにより保護者・生徒に通知する。
	3次	登校生徒の掌握 非常2号配備体制	(3) 登校してきた生徒への指導(校門指導)。
生徒在校時	1次	非常1号配備体制	(1) 屋外にいる生徒をただちに教室など屋内に避難させる。
	2次	状況掌握 避難命令の発令 非常2号配備体制 非常3号配備体制	(2) 教室のカーテンを閉め、窓からはなれて机の下などで頭部を保護させる。 (3) 教室での人員点呼、生徒掌握、負傷者等の措置。 (4) 本部からの指示を待つ。

	3次	避難終了等の確認	<p>(5) 下校、避難に際しては、必要に応じ、警察署、消防署等に連絡して協力を求める。</p> <p>(6) 校内における避難についての保護者への連絡（一斉メール連絡システムや本校HPによる）。</p>
--	----	----------	--

(3) 学校施設、設備の安全

1、平素からの準備体制の確立

電気設備、防火用具、その他施設設備の点検、整備
別紙「各室火気清掃等管理責任者」（学校要覧P.5）による。

2、台風襲来等、災害があらかじめ予想される場合の措置

- ① 窓、出入口の点検、固定等を行う。
- ② 排水溝の整備、断水、停電に対する措置をとる。
- ③ 火気使用箇所の点検を行う。
- ④ 来襲後、危険物となるおそれのある施設、設備等の安全処理に留意する。
- ⑤ 保健室常備の医療器材、薬品の確保等の措置を講ずる。
- ⑥ 重要書類、重要物品等の管理を適切に行う。

3、台風等が大阪方面へ接近した場合の措置

- ① 気象庁が大阪府に暴風警報を発令し、午前6時まで解除されていない場合、自宅学習とする。
- ② 生徒が登校している場合、下校時には教室・廊下等の窓をキチンと閉じさせる。
- ③ 大阪府に大雨や洪水等の警報が発令されたときは、公共機関及び大学本部と連絡の上、その都度協議する。（原則として、生徒通学等において明らかに災害の発生が予想される場合を除き教育活動を実施する。）
- ④ 登校途中での暴風警報の発令に対し、校門指導、電話対応を行う。

4、災害があった場合の措置

- ① 生徒の安全確保、授業再開等の応急措置に努めるとともに、災害の状況を所定の要領によりすみやかに大学本部、消防署、警察署等関係機関に報告する。
- ② 学校要覧19a(p.46)「災害救助隊」により初期消火に努めるとともに、施設、設備の保全に当たり、重要書類、重要物品等の保全、管理についても適切な処置をとる。
- ③ 災害後の授業再開に際しては大学本部、保健所、消防署等関係機関の指示、協力により伝染病防疫対策、危険物の処理等に遺漏のないよう万全の措置をとる。

Ⅲ 防火防災管理権原者および防火防災管理者とその責務

防火防災管理権限者 中学校長・高校校舎主任 広谷博史
防火防災管理者 副校長 井上広文（高校） 廣瀬明浩（中学）

責務

管理権限者 防災管理者を選任する

管理者 防火管理にかかわる消防計画の作成
消防計画に基づく消火・通知・避難訓練を定期的実施
大規模地震等に対応する防災計画の作成および避難訓練の実施